

中央区「子どもの貧困」をなくすための子どもと学校等支援事業  
実施要綱

(目的)

第1条 中央区内の大阪市立小学校及び大阪市立中学校(以下「小中学校」という。)に在籍する児童生徒のうち、不登校児童生徒及び欠席・遅刻等が多い児童生徒(以下「不登校児童生徒等」という。)に対し登校支援等を行うため、小中学校の申請に基づき不登校支援サポーターを配置し、継続的な登校の再開や不登校状態の改善、その発生防止に努める。

(活動内容・条件)

第2条 不登校支援サポーターは、有償ボランティアとして区が本要綱第8条の規定に基づき登録を承認し、小中学校の指示に基づき活動を行う。

第3条 不登校支援サポーターの活動内容は、小中学校に在籍する不登校児童生徒等に対し、教職員と連携しながら適切な支援を行うこととする。

第4条 不登校支援サポーターの活動は、休憩時間を除き1日8時間以内(他事業と兼務する場合は、その合計時間)とし、1日の活動時間が6時間を超える場合は1時間以上の休憩を与えるものとする。ただし、午後10時から翌日の午前5時の間は活動を認めない。また、1週間の活動上限は15時間以内とする。

第5条 不登校支援サポーターの活動は、各小中学校に割り当てられた予算の範囲内で実施し、小中学校は活動内容・条件について十分に説明を行い、第7条の規定に基づく配置申請をする者を決定することとする。

(守秘義務)

第6条 不登校支援サポーターは、本事業の実施にあたって知り得た個人情報等について、大阪市個人情報保護条例その他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、従事期間の内外を問わず、これを漏えい、滅失、き損等をしてはならない。

(配置申請)

第7条 不登校支援サポーターの配置を希望する小中学校は、区の定める様式により区へ申請を行う。また、不登校支援サポーターの登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

( サポーター登録 )

第8条 区は、小中学校から提出された様式を確認し、不登校支援サポーター登録の承認または変更の承認を行い、各小中学校へ通知する。

( 活動実績報告 )

第9条 小中学校は、不登校支援サポーターの活動実績を管理し、区の定める様式により、毎月の活動時間等を翌月5日までに区へ報告する。

( 報償金等 )

第10条 不登校支援サポーターの活動に対する報償金は、1時間当たり1,200円とする。

2 交通費は、1日780円(往復)を限度として必要額を支給する。ただし、同一の小中学校において他事業から交通費が支給されている場合は、交通費は支給しない。

3 「児童生徒に対する公共交通機関利用に係る無料乗車証交付要綱」(昭和47年11月1日制定)の規定に基づく無料乗車証の交付者である不登校児童生徒等に対し登校支援等を行う際に交通費が発生する場合は、1日380円(往復)を限度として必要額を支給する。

4 前2項のほか、校外活動等に付き添う際に別途経費が発生する場合は、報償金とは別に、校外活動費として1回当たり1,000円(交通費及び諸経費を含む。)を支給する。

第11条 報償金は、特別な事由のない限り、従事した月分を翌々月の5日(金融機関が休業の場合は直後の営業日)を基本に、所得税を源泉徴収したうえで、口座振替の方法により支給する。

( その他 )

第12条 区は、従事時間中の事故に対応するため、活動内容に即した傷害保険に加入するものとし、その経費は大阪市が負担する。

第13条 この要綱に定めのない事項については、区長が別途定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。